

白 石 市 議 会

総務産業建設常任委員会

2 8 . 1 2 . 9

白石市議会総務産業建設常任委員会

1. 招集日時 平成28年12月9日(金) 午前10時00分

2. 場 所 白石市議会 第3委員会室

3. 本日の会議に付した事件

◎付託事件(議案2件)

第86号議案 白石市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例

第87号議案 白石市農業委員の任命において認定農業者等が委員の過半数を占める
ことを要しないことについて

4. 出席委員

山 谷 清 委 員 長	管 野 恭 子 副 委 員 長
保 科 善 一 郎 委 員	澁 谷 政 義 委 員
大 野 栄 光 委 員	四 籠 英 夫 委 員
小 川 正 人 委 員	佐 藤 聡 一 委 員
志 村 新 一 郎 委 員	

5. 欠席委員

な し

6. 説明のため出席した者

佐々木 徹 副 市 長	菊 地 正 昭 総 務 部 長
遠 藤 信 利 建 設 産 業 部 長	平 間 孝 雄 農 林 課 長
榛 澤 浩 司 農 業 委 員 会 事 務 局 長	

7. 事務局職員出席者

山 田 政 明 局 長	大 庭 吉 史 議 事 係 長
-------------	-----------------

~~~~~  
午前9時54分 開会

◎山谷清委員長 皆さんおそろいですので、始めさせてもらってよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

おはようございます。

会議の前にお願いたします。本委員会の議事は、全てテープに録音し、会議録を調製し

ますので、発言については本会議同様、委員長の許可を得た後に発言されるようお願いいたします。

ただいまから、総務産業建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に議案説明のため、関係当局の出席を求めていますので、ご了承願います。

本委員会に付託された案件は、議案2件であります。これらの議案の説明については、既に本会議において行われておりますので、審査に入ります。

初めに、第86号議案・白石市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

◎志村新一郎委員 まず初めに、農業委員13名にしたということはどういうことなのか、担い手の方が何人いるのか、そして、その現状は今どういふふうな内容になっているのか教えてください。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 よろしくお願いたします。

まず、13名にした理由ということになります。今回の改正法に伴いまして、農業委員を現在の委員さん17名おまして、12名の方が公選の方々ということになっておりますけれども、この現在の公選の12名の方よりも少なく、コンパクト化を図りなさいというような形のことでありまして、そのうちの定数が決定したところで、定数の中の過半数を認定農業者にしなさいと、過半数を超える数字にしなさいという形のものが1つ。

それから、定数が仮に13名、今回13名というふうに提案させていただいておりますけれども、その13名の中に中立的な立場、要するに農業に関係しない、農業委員会の事務に関係しないというような利害関係を持たない方というようなことで、1名以上、中立的な立場の者を選出なさいます。

なお、そのほかに、農業委員の中には女性、それから青年、こういった方々の積極的な登用を図りなさいというような中身の改正でございます。

ということで、今回、担い手というお話がありましたけれども、その担い手の方というのが、認定農業者というようなことになるかと思うんですけれども、今回13名というふうに上げさせていただきました中で考えれば、7名の方以上を認定農業者に登用しなくてはいけないというような形になるかと思います。（「現状は」の声あり）

現状は、認定農業者の方は、今現在、白石においては72名ということなんです。（「農業委員の構成の認定農業者」の声あり）失礼しました。今現在、12名の公選委員のうち認定

農業者の方で委員になっていただいている方が、これは17名というふうに見させていただいて、どちらのほうの選出になるかわからないんですけども、議員選出の大野委員さんの分の枠もありますので、トータルで6名の方が、17名のうちの6名の方が認定農業者というような形になっています。

◎志村新一郎委員 わかりました。ということは、今説明のとおり13名として、過半数が認定農業者7名ということになりますよね。そうすると、現状ではだめだという話になるわけです。先ほど認定農業者が70何人いるとかという話をしたけれども、そこで農業委員として自薦、他薦あるんでしょうけれども、それに対してなり得る人がいるのかどうか。そういうふうなものまで考えてそういうふうにしたということですか。それとも、例えば認定農業者でなくても、担い手として認めるだけのものがあればいいとかという話……、だから、農業者ということをやらんだらわかるんだけど、認定農業者という指定になってしまうと、枠がとても狭くなってしまふのね。そここのところをどういうふうに考えているのかなど。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 これは、今回、農業者というような指定ではなくて、改正法の中で認定農業者にしなさいという限定がございます。ですから、今回、認定農業者の皆さんご存じかと思うんですけども、認定農業者自体が一番大規模にやっている、農業を営まれている方なので、特に忙しい方が多いというふうなことがあります、なかなか、先ほどちょっと申し上げました72名の認定農業者の数はいるものの、実際に今回委員として推薦、それから自薦というようなことで出ていただける方がそんなにいるわけではないのかという不安感がございます。

その中で、その不安を払拭するためにどうしたらいいのかということで、今回、法律の中で若干拡大枠というようなことで緩和措置がございましたので、今回一緒に、同意というような意味合いで議案を提案させていただいておりますけれども、同意をいただければ認定農業者に準ずる者というような形で、例えば認定農業者の家族の方とか、それからまた認定農業者に準ずるぐらいの農業の知識を持った方とか、そういったいろいろの拡大枠の部分を、今回10項目にわたって同意を得ようというような形で出させていただいているところです。

◎志村新一郎委員 もう一つ、先ほど中立的立場ということで1名選ぶということがありましたけれども、その中でもう一つあったのが、女性という言葉がありました、要は今までも農業委員会に17名いて、女性いないという意見もありましたよね。議会のほうで出せないのかという話もあったんですけども、どのようにしてこの中立的立場をどこからあれするのか、そして女性をどのようにして登用するのか、その辺のところもあれば。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** そこが一番、今回の法律改正の中で、各どこの農業委員会のほうでも悩んでいるところだというふうに、事務局長会議とかで聞いたところなんですけれども、まず、中立的立場の方というのはどういう方がなれるのかというようなところなんですけれども、中身的には、会社員でも大丈夫だよと、あと自治会長さんでも大丈夫だよと、教育者、県庁職員、弁護士さん、それから司法書士、商工事業者、それから消費者団体というような、農業とはまた別個に、それを主に事業している方が中立的立場の方としてできますよということですので、これは推薦もオーケーというふうな話もありますので、お声がけを事前にさせていただいて、公募している最中にお声がけ、もしくはその前に声がけをしておいて、できるだけそういう方が一人でも出ていただけるように、推薦していただけるような形のアクションをとっていくことが必要かと考えています。

それから、女性の関係というふうになりますけれども、女性登用のほうですね、これが白石においては、宮城県内の状況を申し上げますと、白石のほかにあと2カ所、女性を登用していない農業委員会の実態がございまして、そのほかの市町村は全て女性の方が起用されているというふうな形になっております。そういった中で、白石は特に女性参画の重点地域というふうなことで、県のほうでも指摘されているところなんでございますけれども、そんな中で、うちのほうではどうしたらいいのかというふうなことで考えてみますと、やっぱり地域の方々には、各地域を網羅していただくために地域の方々に説明会を開いて、今回その内容を理解していただいて地域から選出していただく、推薦していただく方を当然ながらお声がけをさせていただきます。

それと同時に、女性の登用、該当者がいらっしゃるかどうかというものも含めてお願いをするとともに、その話とは別枠で、女性の方に声がけをする、もしくは団体の中であればその団体の方に声がけをして、女性の方を推薦していただけるような形で進めていくしか、今のところ方法がないのかなというふうには考えております。ですから、皆様のご協力もいただきながらやっていかないと、どうしてもこれはクリアできない問題かなというふうには考えております。

◎**志村新一郎委員** まず、今の女性の問題から話しするけれども、まず、団体選任という話もありましたが、どの団体からだという話なんだね。結局、中立的立場1名ということになったときに、今までは議会なり農協なり土地改良区、そういうところから出てきているけれども、結局どの団体を指名して、どの団体から1人上げるという話になったときに、我々は外されるのかという団体、どこでもいいわけだから、今現在はね。だから、そのところどう

いうふうなもので確定していくか、そのまずやり方。

例えば、今まで議会から2人出ています。逆に議会から1人出すんだと。例えば、今まで農業経験者が出ていたけれども、農業経験者外から出しましょうと。結局、まちの中でもどこでも、そういう農業経験していない方いるわけだから。それこそ中立的立場の人もいるわけだから。そして、今現在女性もいるし、そういうふうなところでやるんだったら、俺は今までのものの中で、ただ選任のやり方が違うという方向でやっていけるのかなと思っているんだけれども、その辺のところどう考えているのか、まずお聞きしたい。まず、団体のほうだけ。まず、それだけ。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** まず、先ほども申し上げたとおり、募集の仕方、公募の仕方というものは、いろいろ策を練りながらやっていかないと、どうしても今までないところを実施するわけですので、非常に弊害がそちらこちらに出てくるのかなというふうには私のほうでも考えております。

ただ、お声がけをして、この13名という枠を考えたときに、その12名に関しては、今現在、各地域から出てきていただいています12名で地域を全て網羅していると、白石全地域を網羅しているということがあるので、この12名の方の人数的なものでは、ちょうど全域を見ていくのにはいい数字なのかなというふうな形をとっていますけれども、その中に女性の方を入れていくということは、いろいろな弊害が、当然ながらこの地区にはどうしてもこの方が必要だよという考え方もありますでしょうし、いろいろな問題があるかとは思いますが、ただ、そこを皆さんの、私も4月にかわってきたばかりで大変恐縮なんですけれども、そういった中での考え方なので、ちょっと甘いところがあるのかもしれませんが、そういった形でうまく進めるためには、皆さんのご意見を聞きながら出していただく、そういった形で出していったらいいのかという、地域の方々との話し合いの中で女性登用を考えていくしか、今のところは事務局としては考えてないところでございます。よろしくご指導をいただきたいということです。

◎**志村新一郎委員** まず、各地区12名といった場合に、各地区選出の場合は、この地区は、農業に関して、「そういうものに関して、あの人が一番明るいね、あの人にやってもらったほうがいいね」という話で今上がってきていると思うのね。そうなってくると、各地区の考えというのは、その農業者に対して、この方がそういうふうな知識が豊かでしょうということで選任してくる。多分、そう思っているのね。そのときに、今、白石で8地区、越河、斎川、大平、小原、大鷹沢、白川、深谷、福岡というふうになっている。そこに白石が入るんでし

ようけれども、それで、12の場合どういうふうな割振り、今までと同じことを考えているのかな。要するに、大鷹沢2名だとか、深谷2名とかというふうなもので考えているのかな。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** そもそも、今回の改正法にまた戻って大変恐縮なんですけれども、今回、農業委員の考え方なんです、農業委員は地域を限定しない。要するに、極端な話ですけども、旧白石というような形の中で13名を決めても、極端な話は構わないというふうになっています。

その地域をフォローするために、今回、農地利用最適化推進委員という方を設けるというふうになっておりまして、地域の現状の例えば遊休農地の解消等、それから集積・集約、そういったものの事業に関しては現場というふうな形になりますので、推進委員の方にその現状と現場活動をしていただいて、その中身を今度は例えば5条申請、3条申請といういろいろ法に従った権利関係の話ですけども、こちらの決定的なものに関しては、推進委員さんの意見を入れて申し上げて、その中で、農業委員さんの中で協議する、最終的な結論を出すというものが農業委員の役目というふうな形に変わってきていますので、必ずどこの地区にこの人数がいなくてはいけないという考え方は基本的にはございません。ただ、今までの現状がありますので、急にぼんと方向転換するというのは、国のほうでそういうふうに言えども、なかなかそれは現実的ではないなというような考えではいます。

◎**志村新一郎委員** 今のそれは、俺もそのとおりだと思う。要は、まだ第86号議案、次の議案に入っていないので評価委員の話も出せないけれども、まずは、そういうふうな普通の一般的な各地区評価委員がいて、それから上がってきて、農業委員会でそれをやるんだよと。最終決定は農業委員会だよという話になれば、だから、旧町内から13名出したって、そんな異常も何もない。だから、それはわかるんだけど、実質、今まで各地区公選で、公選ありませんよ、こっちで全部、こっち白石から選ぶからと。それでは、みんな周りの人たちが納得しないでしょう。（「そうです」の声あり）

だから、結局、今まで最低限公選で選ばれた住民の地区、そこにまず自治会なりなんなりをお願いして、選任してくださいということになるのかなと思うのね。そういうふうなやり方もあるし、女性がそこで含まれればいいけれども、含まれなかったならば、中立的な立場の人1名、そこに女性を持っていかなくてないという話になるでしょう。違うのかな。そのところまず、それをやるには、だから団体、どこの団体を云々で、女性を必ず入れるように婦人部に所属とかって、そんな話もあるんでしょうけれども、それはそれでいいんでしょうけれども、ただ、白石市全体的な農政の考えを第三者的な立場で見るために中立的な人が

必要なはずだから、そこのところも考えてもらわないと、なかなか女性の云々というのも難しい。

問題は、中立的立場に置くところにどこの団体を持ってくるか。結局いろいろな団体あるわけだ。その団体を選ぶということは、この人らは除外して、ここの団体だけ選ぶんだよという話になるでしょう。そういうふうになると、皆さんが納得するのかなと。納得させるには、どういうふうな方法をとるのかなと、そこところがわからないところだよ。未知数なところ。今後どうしていくのか。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 何度も同じような回答になって恐縮なんですけれども、やはり地域の方を当然ながら農業委員、白石市の農業を考える上で、農業委員さんを地域から切り離すということは当然ながらできないというふうに考えておりますので、地域の方々には地域の説明会をして、その中でこういった形に変わりましたと。法律上こういうふうになって、こういうふうな形に今度考えていかななくてはいけないので、推薦を含めて女性登用、若返りも含めてというようなことをお願いするというような方法しか今のところは考えておりませんで、当然、そのときの条件はつけなくてはいけないのかなというふうには思っています。例えば、全員がそのまま移行するというような形になるのか、それはわかりませんが、もしかかわる方の地域においては、こういう方を特にという形にもなり得るのかなというところで、若干でも配慮していただくとという形に進めるしかないのかなというふうには、現実的には思っています。

◎**志村新一郎委員** もう一つ、今、認定農業者云々で、お二方の認定農業者、大野委員も認定農業者だよ。

◎**大野栄光委員** はい。

◎**志村新一郎委員** 澁谷委員は。

◎**澁谷政義委員** 俺は認定ではない。

◎**志村新一郎委員** 認定ではないんだ。だから、そういうところも結局公選から選ばれる人、そのほかの人まで入れて、公選は何人なの。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 公選は。

◎**志村新一郎委員** 公選から選ばれている認定農業者って何名いるの。さっき、農業委員会で6名という話だよ。だから、公選から選ばれる人は何人なの。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** お一方だけです。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 公選ですね、ごめんなさい、5人です。ただ、1人は団体の



方……。

◎志村新一郎委員 公選のほうです。団体でなく、公選のほうだけ何人だと。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 であれば、4人というふうになります。

◎山谷清委員長 公選4人ね。

◎大野栄光委員 ちょっと補足というわけではないんですけども、私も議会のほうから農業委員会のほうに出させてもらっている立場上、今回、この12月定例会に対しまして条例提案をするということで、5月からこの作業部会をつくりまして、ずっとやってきた次第なんです。

そして、その中に私と澁谷委員も入りまして、今回の13名の人数の枠と、そしてまた農地利用最適化推進委員の枠の8名をどうやって選ぶかという、作業部会でずっと5月以降話してきて、大方のことは9月の議員報告会のときに報告させていただいた次第なんですけれども、ただいま志村委員から言われました12人の公選の枠をどのようにしてなるかという話が一番の課題だったんです。

それが、これまで12人の公選の枠で選ばれてきたのは、福岡4名、大鷹沢2名、そして白石、越河、斎川、大平、白川、小原がそれぞれ1名、それでもって12名の公選の枠になっていて、その枠で12名がいいんでないかという最初の案が出たんです。そして、12名、それでは6対6の場合はどうしても分かれてしまうので、1人足して13名にしましょうと。そういうことで、この13名の枠というのが出た次第なんです。それが、全般的に、白石全般から委員を出すという、これまでのずっと前例どおりの枠組みで選び出したほうが、各地区から選ばれる12名が一番ベターなのではないかという話し合いにまとまった次第なんです。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

~~~~~

午前10時22分 開議

◎山谷清委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご意見はありますか。

◎志村新一郎委員 農業委員で一番問題なのは、さっき聞いたときに、青年部と女性関係が出ていましたよね。それを最終的にどのようにするのか。いや、各地区で選んできて、女性が上がってきた、若い人たちが上がってきたと、そういう結果になれば大変すばらしいと思

うんだけれども、そこまでいかないでしょう。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** まず、今の青年、女性の件でございますけれども、考え方は、登用を義務づけるものではなく、登用をできるだけ促しなさいというようなことが大前提でございます。

選出においては、最終的に、例えば人数が多くなった場合には、選考委員会というふうな話にしようと考えておるところでございますけれども、その際の、ほかの市町村の事例を確認していたところなんですけれども、例えば、選考委員会の中で女性がまず優先されるのかとか、あと年齢的に今一番ピークで働いている方々なのかとか、そういったような条件を皆さんに最終的には公表しなくてはいけないというふうになっておりますので、そういった部分を含めて選考されているんですよというような形になるのかなというふうには考えておりまして、そういったところでの選別というか選考というような形に、最終的には、もし数が多ければなるんでしょうけれども、実際にその人数の女性の方、青年の方、それからそういった方々が皆さん出てくるのかという、今のところ現状から考えればちょっと厳しいのかなというふうになっています。

ですから、それも地域からのご推薦を含めて、別枠ということでもお声がけをして、できるだけ出していただくということで、最終的には多く出ていただいた場合には申しわけありませんけれども、地域の方のこういう方々で選考委員会ですか、選考委員会を立ち上げますので、その中で、もしかするとこの地区の方々のどなたかわからないですけれども、こちらを優先させていただくことになるかもしれませんというような話は、これは余りしたくない話なんでございますけれども、いたし方ないのかなというふうには考えております。

◎**志村新一郎委員** わかりました。もう一つ。今度の規則案に出ている中で、活動実績及び成果実績に基づき給付するものとする。今現在、農業委員会そのもので、活動実績とかどうか、成果実績どういふふうなものに対して出すの。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 活動実績におきましては、農業委員会の報酬規則ですかね、規則の中に第2条第2項第1号のほうに書いてございます。アからカまでの事項に関して活動をしていただくと。活動していただいた方に関しては、当然ながら毎月月報を出していただくというふうには考えております。月報を出していただくというのは、当然ながらその地域での活動でございますので、最初に地域の状況を見てくださいねというような話をするつもりでございますので、そういった中での報告をいただくことで、活動実績はクリアしていただきますねというふうな形になるかと思えます。

それから、成果実績、これが非常に国の方針がいろいろ交錯しておりまして、県内の事務局長会議のほうでも照会をかけているものの、国のほうが回答をよこさないという部分がございます。非常に混乱しているのかなというふうなところはあるんですが、根本的に成果実績というのは何なのかという話なんですけれども、まず担い手への集積・集約、この集積率というものがございます。この集積率が40%以上でなければ上げませんよと。（「40」の声あり）はい。その目標値というものの決め方が、不明確な部分がかなりまだ多いというふうなことで、なかなかこれはどうなるのかがわからないと。

それから、遊休農地の発生防止と解消の解消率というふうな形になります。この部分もまた、これも40%以上の解消率になっているかどうか、目標値に対しての解消率になっているかというものが国の示すところなんですけれども、ただ、先ほどからお話しさせていただいておりますとおり、その内容が非常に目標値を定めるにしても不明確な部分が多くて、実際にもらえるかももらえないかというのが、現実的にまだ施行したばかりなものですから、よくわかりません。ということでご理解いただきたいと思います。

◎志村新一郎委員 そうすると、今の話でいくと、結局、別表が出ていますね、第2条関係で。報酬月額と基本給、能率給ということで出ているけれども、その評価実績がどういうふうになるかというのがわからないということは、今までの農業委員の報酬プラス評価実績のプラス1万4,000円だっけか、それがあんだと思うけれども、その件に関してはまだ確定ではないと。中身的には。ただ、国から示されている金額がこうだよということを今出しているだけね。（「はい」の声あり）ということは、どういうふうに出したらいいかも、まだわからないということなんですか。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 まず、能率給の活動実績においては6,000円、それから同じ能率給での成果実績が1万4,000円というものが、国で定める想定の上限枠というふうになっているんです。ただし、上限枠というふうになっているんですけれども、実際にその上限枠目で目いっぱいもらえたということは、農業委員会交付金というものを考えると、国では3万円が基準額だと。そのうちの半額を市町村に交付しますよというふうにはしているんですが、その半額をもらったためしがないというのが現実でございます。

なもんで、今回その活動実績においても、6,000円もらえるかどうかはわからない。わからないんですけれども、もらわない手はないという部分、こういう言葉を使っていいのかわからないんですけれども、それは交付される枠なので、それはいただきたいということで、ただ、条例化しておかないとももらえないということがございますので、今回このような

形にさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

◎小川正人委員 参考資料の6ページ、第6条、まず、市長枠推薦または応募による農業委員候補者について、農業委員候補者選考委員会を設置すると。この選考委員を選ぶ基準、人数はどうなっていますか。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 本会議のほうで、私も大変失礼なことを申し上げまして、私的なお話をさせていただきました。実際問題、何もまだ決まってございません。ただ、近隣の市町村で、村田町、それから川崎町、それから12月に制度移行した大河原町、柴田町ですかね、来年の2月に今度制度移行するんですけども、その状況をいろいろ情報収集しながら、白石市に合った形の選考委員会を立ち上げたいというふうに考えております。

◎小川正人委員 市長はいないけれども、副市長。これ条例を出すとき、不備な点があるから、これはあとで出すという条例はあり得るのかな。例えばこういう選考委員会ってうたっている以上、人数は若干名をもって構成すると。せめて。若干というのは何名だといったら、四、五名を考えているとか。幅をもって。あとは、どういうことだと聞かれたら、例えば役所の職員とか市民を代表する自治会とか、おおよそのめどをつけて条例というのを出すの。これちょっと不備でないか。ほかを見ながら出すということは、それは一回つくっておいて、この次のあれで条例改正というのもルール上はあり得るよ。不備で何名追加するとか。だったら、この条例を通しておいて、あとは人数及びメンバーについては、必要な場合においては、次の議会及び最寄りの議会をもって訂正する可能性があるとか、せめて見通しがないと、ほかを見て考えるというのはちょっと不備な条例ではないかね。この条例としては。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

~~~~~

午前10時35分 開議

◎山谷清委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今のもう一回お願いします。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 今回のその選定委員会でございますけれども、まず、条例で人数を制定させていただいて、その後、要綱でその詳細な選考委員会の中身を決めたいというふうに考えております。

それで、選考の中身、今回、皆さんのほうには資料としては出しておりませんが、

事務局案というようなことで原案は作成しておりまして、その中での考え方なんでございますが、選考委員の構成に関しましては、庁内の関係部署の長を含めて、3名、4名ぐらいの考え方をしております。そして、それに加えて、外部の方を1名ないし2名を加えた、5名から6名の中で委員会を設置したいというふうに素案として持っております。最終的にはそのような形で選考させていただきまして、ホームページ等でその選考の結果を公表させていただくというような形になるかと思っております。

◎**山谷清委員長** 外部委員というのは、どこのところを示しているの。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 外部の想定なんでございますが、かなりこれはまだ事務局案なので何とも言えないところがございますけれども、地域の自治会長さんのほうにお願いしようかというふうにも考えております。

◎**志村新一郎委員** 今、事務局案とかなんとかという、あることを言いましたけれども、条例制定するのに何もわからなくて、そこで上程、制定するのかという話になる。ありますよ、やっていますよ。違うんだよ、条例なんだもの。条例を制定するのに、どこまで、それでは我々理解して、理解もしないで、はい、いいですよって、そんなことするわけにいかないでしょう。出すものを出してくださいよと思っております。委員長よろしくお願ひします。

◎**小川正人委員** 今、事務局案と言ったけれども、案もあるんだけれども、それでは正式な決定をするには、どの組織というか市長の判断をもって、こういうメンバーで設置するとか、何をもって最終結論を出すのかな。事務局案を認定するのは。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 議会で審議していただいて決定していただいた後、速やかな形で市長の決裁をいただきまして、要綱を制定するというふうな形になると思っております。

◎**志村新一郎委員** だから、せっかく第7条にそういうふううたってあるんでしょう。だから、市議会の同意を得た上で任命するとなっているんだから、だから、理解するものを出してください。そうしたらいいですよという話になるから。お願ひします。

◎**山谷清委員長** この件について、副市長どうなんですか。

◎**小川正人委員** 同意した後、これだつて後づけだからな。後出しジャンケンになってしまうもんな。

◎**佐々木徹副市長** ちょっとこの流れなんですけれども、まず条例がありまして、条例が決まった段階で規則をつくります。規則を制定した段階で、今度、先ほどの農業委員会候補者の選考委員会という要綱をつくらうと。ですので、その順番がありますので、まず差し当たっては条例の人数を決めていただきまして、それから規則、要綱ということになりますという

ことでございます。

◎小川正人委員 これ同意しないと進まないんだ。

◎佐々木徹副市長 条例を制定しなければ、これらもできないということでございますので。

ちょっと提案なんですけれども、条例を可決していただいた後に、次の議会あたりに、これらの要綱について、常任委員会とかで説明させていただきたいと思っておりますけれども。

◎山谷清委員長 要綱と規則。

◎佐々木徹副市長 規則は今案として出ていますけれども、これを原型に、要綱につきましては、規則が決まらないと要綱ができない。

◎志村新一郎委員 いや、規則はこれ出ているから、これだと思うけれども。

◎山谷清委員長 どうですか。

◎小川正人委員 わかりました。

◎山谷清委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ただいま議題となっております第86号議案を採決いたします。

第86号議案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ご異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第87号議案・白石市農業委員会の任命において認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないことについてを議題といたします。

質疑ありませんか。

◎保科善一郎委員 認定農業者が70数名ということで、これは市内の有資格者というか、認定農家の条件というのは何かあるはずですけども、それから見て少ないということなんですか、それとも飽和状態というか、ほぼ……。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 認定するほうの部署ではないので、私が農業委員会のほうに来てからの話になりますが、毎月、認定農業者の数がどうなるのかという移行的なものをいろいろ聞いておりました。そうしたら、なかなか1人がふるえと思うと1人が減ってしまうというような形で、この72名前後で滞ったような状態になっているのかなと考えております。

◎保科善一郎委員 この法改正の目標というか目指すところが、認定農業者に遊休農地を集積するということが、今回の改正は特にそこが色濃いわけだね。それにあわせて、要するに計

画性を持ってやった者に対してお金を出しますという、今の一連の国のやり方なんですよね。だから、そこを推進するという姿勢を示してもらえばいいんじゃないかと思います。

◎**澁谷政義委員** 72名の認定者の中にも、同じ認定者でもやっている種類というのですか、内容が違うと思うんですけども、私の記憶では酪農者が多いのではないかなという感じするんですが、酪農者がどうのこうのというよりも、全体的に見渡すと、農地となると水田、畑、そういうことが割的に占めているものですから、そうすると認定農業者が偏っているのかなという感じするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎**平間孝雄農林課長** 認定農業者につきましては、市長が認定することになっておりますが、農林課に農業者の方から農業経営の計画を出していただいて、それを審査して認めれば、審査会の中で市長のほうに上程して認定するということになっておりますけれども、今現在申し上げますと、各部門の認定農業者でございますが、水稻水田経営につきましては9名、果樹等の園芸につきましては、園芸というのは「もろきゅう」とかそういったハウス栽培ですね、これが3名です。あと果樹栽培が3名、あとは複合ということで水稻とか畜産とか、そういったものの複合経営が20名で、畜産が37名ということで、現在72名の認定農業者となっております。

◎**志村新一郎委員** 今いろいろそういう話あって、推進委員ということで14名だけ、任命するのが。そうすると、今の条件に認定農業者が委員の過半数を要しないということは、先ほど農業委員では6割だと。今度、認定農業者に関しては何割までそれを認めるの。要は、いいよ、誰でもいいよ、自治会長さんでも副会長でも、どうぞよろしく願います、認定農業者、評価委員ということになるんだか、その辺のところまで。要は、だから、農業関係にまるっきりわかる人が半分とか、わからない人が半分とかというふうな評価委員になるんだか、その辺のところちょっと願います。評価委員の話ですから、今。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** まず、庁内の委員ということで、部署の長ということで想定しているというお話をさせていただきました。部署の長ということで、農業の部分に関しては十分知識を持った長というふうに考えておりますので、そちらは全員そういった形の方が入るというふうに想定しております。

それから、外部の方でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたとおり、自治会長さんも入っていただく案を想定しているというような話をさせていただきましたが、自治会長さんの中でも農業をしている方、していない方ございます。その部分に関しては、できれば農業のわかる方が一番いいかと思うんですけども、いかんせん自治会長さんでござ

ございますので、この方をお願いしたいというような形は多分とれないかなというふうに想定しておりますので、そこは联合会さんのほうにお任せするような形になるのかなというふうに考えております。

◎志村新一郎委員 ここに推進委員に関する規則として、第3条第1項農業に関する識見を有することとあって、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会に関する事項に対しての職務適正を行うことができるということをやっているわけだ。ということは、そのこのところで、どこまで過半数を占めることを要しないという、何名くらいまで考えているんですか。例えば14名のうち3割しか見ていませんよ。4名とか5名だけです。あとは、そのほかは農業に関した人間でなくてもいいですよという。（「最適化」の声あり）そのこのところをちょっと教えて。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 法においては、農地利用最適化推進委員さんの選定基準というのは、基本的にはこの第2条のほうに上げた方であれば、基本的には何も制限がございません。ただし、地域において、現場で活動していただくことになるので、地域の実情、そして農業の実情、そういったものがわからないと、なかなかこの事業には従事できないのかなというふうに思っております。そういったことから、地域の説明会の際に、推進委員さんを推薦いただきたいという話をする中で、そういった地域の実情、農業の内容がわかる方をお願いしたいというふうな話になるかとは思いますが。

◎志村新一郎委員 もう一回確認したいんだけど、農業委員会の評価委員、先ほどの評価委員という話と農地利用最適化推進委員という話が出ていますけれども、ここに出ているのは、農業委員会の委員の選任に関する規則と、農地利用最適化推進委員について出ているわけですね。我々の条例のほうには。出ているのは。（「参考資料」の声あり）参考資料、規則のほうのね。だから、そのほかに評価委員についてどこに出ているのか。話の中に出てきたけれども、どこに出ているのかなと。それをちょっと教えていただきたいんだけど。話は出てきても、ここには、だから推進委員と農業委員会の委員の選出に関する規則の両方は出ているんだけど、評価委員とかという話が出てきたけれども、その評価委員の話は、これは関係ないのね。（「はい」の声あり）その辺のところちょっとお願いします。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 条例におきましては、あくまでも農業委員と最適化推進委員の人数を決めさせていただいて、附則において、その報酬額を定める部分のみの規定となります。その報酬の規則というようなことで、今回資料ということで添付させていただいておきまして、そのほかに農業委員の選任、それから農地利用最適化推進委員の選任に関する部



分ということで規則を定めると。その規則の中で、選考委員会を最終的に設けますよという  
ような形にしておりますということです。

◎志村新一郎委員 結局、先ほどの農業委員会もそうだけれども、選考委員会を開いて、この  
評価委員も選考委員会によって農業委員会に報告するということは、農業委員の中から選考  
委員が出るわけではなく、新たにまた別に出るわけですね。それも、先ほどと同じ考えで、  
役所の中の部課長さんの中から選ぶということによろしいのですか。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 そこは、説明ちょっと足りなかったと思います。申しわけあ  
りません。今回、公募に当たりまして、法においては、農業委員及び最適化推進委員を同時  
に公募することができるとしております。それで、公募においては、例えば農業委員のほう  
に候補として手を挙げていただくと。その中で、推進委員にも、農業委員に選ばれなければ  
推進委員になってもいいですよという承諾の事項もつけることになっております。そういう  
ことですので、まずは、同じ選考委員会の中で協議していただくことになるのかなというふう  
に想定しておりまして、まずは農業委員さんを選んでいただく、その後、もし漏れる方が  
いれば、そういった了承をいただければ推進委員のほうに移行させていただくというよう  
な形の選考委員会になるかと。

◎山谷清委員長 二本立てでいきたいということね。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 はい。

◎志村新一郎委員 例えば今の報告だと、農業委員と推進委員は同時に選考するという話で、  
この条例に関しては、第6条第2項に選考委員会は推進委員候補を評価し、農業委員会に意  
見を報告するものとする。ちょっと順序違うのではないの。一緒でないのではないの。違う  
の。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 選考は、あくまでも別の組織というふうな形になりますので、  
その農業委員に関しては、選考委員から選んでいただいたその結果を市長のほうに、こうい  
う結果をお示しするというので、あとは議会の同意をいただいて最終的に任命すると。推  
進委員の方に関しては、選考委員の意見を聞いて、その結果を農業委員会のほうに報告する。  
要するに、新しい農業委員会のほうに報告するというような形になります。農業委員会のほう  
に報告した結果を重視して、推進委員の方を今度は委嘱すると、農業委員会が委嘱する  
というような形になりますので、ルートが若干そこで変わってきます。

◎澁谷政義委員 先行的に、ことしの7月1日からもう施行している自治体があると思うんで  
すけれども、そこで推進委員に関しては、ちょっと定数に満たないというような情報も、で

もスタートしているんだというようなことですが、それは法的な問題はないのかね。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 人数に関しては、この人数を条例で定めるわけですので、不足というようなことは余り芳しくない。もし、ちょっとここでもうたっているかと思うんですけども、実際に欠員というものが出れば、その状況に即して再募集をかけなさいよというふうな形になっております。もしくは3分の1を超えるに至っては、もう完全にしないとだめですよというふうに限定しているということがありますので、芳しくないのは間違いないんですが、現実そういうふうな形の結果は注視しなくてはいけないのかなというふうには思っております。

◎**志村新一郎委員** 条件的に、農業者の関係から推薦するとなっているけれども、実際は農業に従事しなくても何してもいいということの項目だよ。これ第2条にしても何にしても。ということで理解してよろしいのでしょうか。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 極端な話、そういうふうにもなるかと思いますが、実際に従事していただく意欲のある方というふうには、その前に前段で記載しておりますけれども、そういう方が一生懸命頑張って勉強していただくということであれば、地域にはそんなにマイナスにならないのかなということも考えられるのかと思います。

◎**山谷清委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第87号議案を採決いたします。

第87号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** ご異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決することと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この委員会において議決されました各議案の条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を会議規則第107条の規定に基づき委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** ご異議なしと認めます。よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る12月15日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては、委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

終始熱心にご審議をいただき、まことにご苦労さまでした。

~~~~~

午前10時59分 閉会

白石市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務産業建設常任委員長 山谷 清